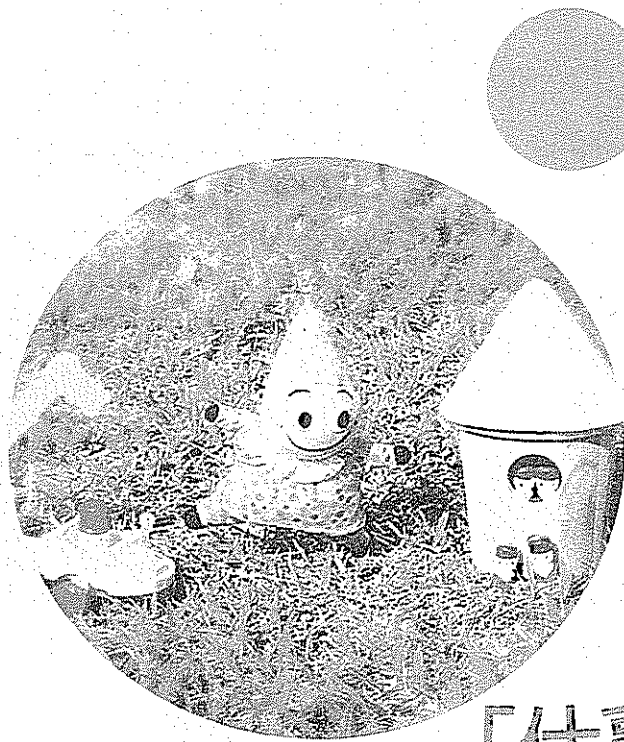


平成14年度版

両立支援事業の概要



「仕事」と「家庭」の両立を応援し

厚生労働省

財団法人
21世紀職業財団

事業主・事業主団体の方へ

事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置する事業主・事業主団体に対し、その設置、運営及び増築に係る費用の一部を助成します。また、保育遊具等購入の一部について助成します。

助成率等	助成限度額
設置費	2,300万円限度
増築費	1,150万円限度(①②のいずれか) ①定員5人以上増加するもの ②安静室等(体調不調児に対応)の整備
運営費 (運営開始後5年間)	通常型 規模に応じ 最高699万6千円限度
	時間延長型 規模に応じ 最高951万6千円限度
	深夜延長型 規模に応じ 最高1,014万6千円限度
	体調不調児対応型 上記それぞれの型の 運営にかかる限度額 +165万円限度
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額 40万円限度 (一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもの)

育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について補助等を行う制度をもち、実際に費用補助等を行った事業主に対して、その補助等の額の一定割合を助成します。

支給額	事業主負担額に対して	支給限度額
中小企業	3分の2	企業規模にかかわらず、 労働者1人当たり30万円、 かつ1事業所当たり 360万円
大企業	2分の1	

また、労働者の育児・介護サービス利用料を奨励する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、最初の利用者が生じた場合に、上記の費用助成に加え一定額の助成をします。

支給額	1事業所につき
中小企業	40万円
大企業	30万円



育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で育児休業取得者代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給します。

(1) 原職等復帰について、新たに平成12年4月1日以降就業規則等に規定した事業主の場合

最初に要件を満たした育児休業取得者(以下「対象労働者」といいます。)が生じた場合	中小企業	50万円
	大企業	40万円
上記の対象労働者が生じた日の翌日以降3年間、2人目以降の対象労働者が生じた場合1人当たり(最初の対象労働者とあわせて1事業所当たり年間20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について、既に平成12年3月31日までに就業規則等に規定している事業主の場合

平成12年4月1日以降対象労働者が生じた日の翌日以降3年間(1事業所当たり年間20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

育児両立支援奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる次のいずれかの制度を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が最初に利用した場合に、事業主に対して支給します。

- ① 育児休業に準ずる制度
- ② 短時間勤務制度
- ③ フレックスタイム制
- ④ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度
- ⑤ 所定外労働をさせない制度

支給額	1事業主につき
中小企業	40万円
大企業	30万円

注) 支給は1事業主1回に限られます。

● 中小企業事業主の範囲については以下のとおりです。

小売業(飲食店を含む) → 資本又は出資の額が5,000万円以下、又は常用労働者数が50人以下
サービス業 → 資本又は出資の額が5,000万円以下、又は常用労働者数が100人以下

卸売業 → 資本又は出資の額が1億円以下
その他の業種 → 資本又は出資の額が3億円以下